

## 平成26年度 風評対策強化指針関連予算事業一覧

番号	事業名	所管府省庁
<b>強化指針1 風評の源を取り除く</b>		
<b>1. 被災地産品の放射性物質検査の実施</b>		
1	食品中の放射性物質の検査にかかる設備補助	厚生労働省
2	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	農林水産省
3	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	農林水産省
4	地方消費者行政活性化事業(復興特会分)	消費者庁
5	食品中の放射性物質対策	厚生労働省
6	放射性物質影響調査推進事業(水産物)	農林水産省
7	水産業共同利用施設復旧支援事業	農林水産省
8	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業	文部科学省
9	放射線量測定指導・助言事業	経済産業省
<b>2. 環境中の放射線量の把握と公表</b>		
10	環境放射線測定等に必要な経費	原子力規制庁
11	環境モニタリング調査	環境省
12	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた放射線モニタリングの対応	原子力規制庁
<b>強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ</b>		
13	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	厚生労働省
14	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	消費者庁
15	リスクコミュニケーション実施経費	内閣府
16	地方消費者行政活性化事業(一般会計分)	消費者庁
17	独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	文部科学省
18	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	文部科学省
19	学校における放射線に関する教育の支援	文部科学省
20	政府広報の実施	内閣府
21	福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口の設置	原子力規制庁
22	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラム等の実施並びに放射線による健康影響等に関する資料の改訂等	環境省
23	福島県外の放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業等	環境省
24	県民健康調査支援のための人材育成事業	環境省
25	個人線量管理・線量低減活動支援事業(福島再生加速化交付金)	復興庁・内閣府
26	相談員育成・配置事業(福島再生加速化交付金)	復興庁・内閣府
<b>強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する</b>		
<b>1. 被災地産品の販路拡大、新商品開発等</b>		
25	福島産農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省
26	農産物等消費応援事業	農林水産省
27	復興に向けた木の暮らし創出支援事業	農林水産省
28	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金	経済産業省
29	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業	経済産業省
30	食料生産地域再生のための先端技術展開事業	農林水産省
31	被災地で製造されたレトルト品の調達	防衛省
32	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与	外務省
33	森林整備加速化・林業再生事業のうち原木しいたけ再生回復緊急対策	農林水産省
<b>2. 国内外からの被災地への誘客促進等</b>		
34	福島県における観光関連復興支援事業	国土交通省
35	東北地域観光復興対策事業	国土交通省
36	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)	国土交通省
37	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等	外務省
38	外国報道関係者招聘事業	外務省
39	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信	外務省
40	啓発派遣事業	外務省
41	在外公館文化事業	外務省
42	三陸復興国立公園再編成等推進事業	環境省
43	戦略的な日本理解促進事業	外務省

平成26年度 風評対策強化指針関連予算事業表

番号	事業名	事業概要	平成26年度結果概要
<b>強化指針1 風評の源を取り除く</b>			
<b>1. 被災地産品の放射性物質検査の実施</b>			
1	食品中の放射性物質の検査にかかる設備補助 (厚生労働省)	食品中の放射性物質について、各自治体が検査を実施するために必要な機器に対する補助を行う。	○各自治体が検査を実施するために必要な機器の導入について、2台の補助を行った。
2	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策 (農林水産省)	都道府県等が放射性物質による農畜産物等への影響の検証を行うために必要な検査機器の整備・調査分析経費の支援、国が定めた検査計画等ガイドラインに基づき関係都県が実施する検査への契約検査機関を活用した支援等を実施する。	○9道県において放射性物質による農畜産物等への影響の検証を行うために必要な調査を実施した。 ○農畜産物等の放射性物質について、関係都県の要望に応じて、契約検査機関で検査を実施した。  ※1 26年度実績(検査機器導入台数:0台、ガイドラインに基づく検査への支援件数:約9,800件 ※2 これまでに約150台の検査機器導入等による放射性物質の影響検証や約4万3,000件の検査への支援を実施しており、国産農畜産物等の安全を確保している。
3	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業 (農林水産省)	畜産物に係る消費者の一層の信頼の確保を図るため、地域全体で飼料・水等に係る放射性物質のモニタリング体制の構築を図る産地において、研修会の開催、技術指導、モニタリング・記録に必要な機器等の整備等を支援する。	○畜産物の放射性物質汚染防止のための危害管理ガイドラインを作成し、営農指導者等を対象とした研修会の開催等により周知を図った。 ○畜産物に係る消費者の信頼確保に向けた取組として、畜産物の放射性物質汚染防止のための生産者の取組等に係るシンポジウムを開催し、理解醸成を図った。
4	地方消費者行政活性化事業 (復興特会分) (消費者庁)	被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)における食の安全性等に関する消費生活相談対応及び放射性物質測定に必要な体制整備等を行うため、4県からの申請に基づき、各県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を増額するための資金を交付。	○当該地域で消費者が安全で安心な消費生活を実現するため、被災4県からの申請に基づいて交付を行った。 〈地方公共団体の主な取組〉 ○仮設住宅における無料弁護士相談会を50回(346人)実施(岩手県陸前高田市) ○専門家派遣事業を489回(893件)開催(宮城県2市3町:仙台市、東松島市、山元町、女川町、南三陸町) ○食と放射能に関するリスクコミュニケーションを86回消費者庁と連携して開催(福島県) ○震災による農産物等の風評の払拭のため首都圏量販店で茨城フェアを90店で開催、11月に県内農産物等の収穫祭を開催(茨城県)

5	食品中の放射性物質対策 (厚生労働省)	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、平成24年4月に設定した新たな基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国における流通段階での買上調査等を実施する。	<p>○市場で流通する食品を購入し、放射性セシウム、放射性ストロンチウム及びプルトニウムの濃度を測定した(マーケットバスケット調査:全国15地域、14食品群)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年5月に、平成24年9-10月、平成25年2-3月採取分についての調査結果を公表済(ストロンチウム、プルトニウム)。</li> <li>・平成26年7月に、平成25年9-10月採取分についての調査結果を公表済(セシウム)。</li> <li>・平成26年8月に、平成25年9-10月採取分についての調査結果を公表済(ストロンチウム、プルトニウム)。</li> <li>・平成26年11月に、平成26年2-3月採取分についての調査結果を公表済(セシウム)。</li> </ul> <p>これらの調査結果から、食品中のセシウムから受ける線量は基準値の設定根拠である年間上限線量(1mSv/年)と比較して極めて小さいこと、ストロンチウムは原発事故以前の範囲内であること、またプルトニウムは検出されなかったことが判明した。</p> <p>○流通段階の食品を買い上げ、1,616検体の放射性物質検査を行った結果、99.4%が基準値以内であった。基準値を超過する検査結果が得られたものについては、自治体に情報提供した。その結果、モニタリング検査の強化など、必要な対応が取られた。</p>
6	放射性物質影響調査推進事業(水産物) (農林水産省)	水産物への消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、過去の放射性物質の検出状況等を踏まえ、大臣管理漁業等で漁獲される回遊性魚種等を中心に放射性物質調査を継続的に実施するとともに、検査結果の正確な情報を提供する。	○東日本の沿岸・沖合海域や湖沼・河川に生息する水産物から採取した20,922検体について放射性物質の分析を実施し、分析結果を随時水産庁ホームページに掲載して広く国民に公表した。
7	水産業共同利用施設復旧支援事業 (農林水産省)	被災した漁協・水産加工協等が水産業共同利用施設(製氷・貯氷施設、市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等)の機能の早期復旧や施設の応急的な復旧・復興に必要な不可欠な機器及び放射能測定器等の整備に要する経費を支援する。	○放射能測定器の導入に係る支援については実績なし。
8	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業 (文部科学省)	食品については、出荷段階で検査が行われていることを前提としつつ、児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食において放射性物質を測定するための検査を継続して実施し、結果を公表する。	○青森県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県、千葉県、新潟県及び長野県で事業を実施。検査の結果、基準値を超えるような値は検出されていない。

9	放射線量測定指導・助言事業 (経済産業省)	工業製品等の風評被害への対策として、民間事業者等に工業製品等の放射線量測定等に関する指導・助言を行う専門家チームを派遣する。	○福島県を中心とした企業等からの要請に応じて、工業製品等の放射線量測定を行うとともに指導・助言を行った。 相談件数:114件、測定実施件数:2040件(平成26年4月1日～27年3月末)
<b>2. 環境中の放射線量の把握と公表</b>			
10	環境放射線測定等に必要経費 (原子力規制庁)	東日本大震災からの復興のため、福島県におけるモニタリング業務、可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム放射線監視システム等の維持・管理や放射線モニタリングを実施し、国民の安心を確保する。	○福島県内の全市町村及び福島県隣県に設置したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト計約3600台の維持管理及び運用等を実施し、空間線量率等の正確な測定及び迅速な公表に努めた。
11	環境モニタリング調査 (環境省)	水環境における放射性物質等の被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供する必要があるので環境モニタリング調査を実施する。	(公共用水域) ○福島県及び近隣1都7県の約600地点において調査を実施。結果についてWebサイトで公表。 (地下水) ○福島県及び近隣6県の約370地点において調査を実施。結果についてWebサイトで公表。 (海洋環境) ○福島県及び近隣3県において調査を実施(1次調査 4県18測点、2次調査 2県20測点)。
12	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた放射線モニタリングの対応 (原子力規制庁)	東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を踏まえ、関係機関が実施している海洋モニタリング結果を一元的にとりまとめ、公表を行うとともに、IAEAへのモニタリング結果の提供や在外公館等を通じた国際社会への情報発信を実施する。また、モニタリング結果の国際的な信頼性を向上するため、IAEAとの連携を深化する。	○従前より、東京電力福島第一原子力発電所の沿岸・沖合において関係機関が海洋モニタリングを実施し、原子力規制委員会が結果を取りまとめた。 取りまとめた結果は、原子力規制委員会による評価・解析結果と併せて、毎週一元的に公表した。 ○海洋モニタリング結果のIAEAへの提供や在外公館等を通じて国際社会へ情報発信を毎週一元的に実施した。 ○平成26年9月及び11月にIAEA環境研究所の海洋モニタリングの専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所周辺の海水を採取し、それぞれ分析を行った。

強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

13	<p>食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 (厚生労働省)</p>	<p>食品中の放射性物質に関する理解を促進するため関係府省庁、地方自治体等と連携し意見交換会を開催するとともに、ホームページ等の媒体を活用して積極的に情報提供を行うなど、リスクコミュニケーションの充実を図る。</p>	<p>○関係府省庁、地方自治体等と連携し、意見交換会を6回開催。(説明会の参加者アンケートでは、理解できたとする人が平均86%であった。) ○自治体での検査結果等について速やかに公表し、情報の更新を随時行った。 ○食品中の放射性物質については、国内外の関心に対応して、基準値の概要、これまでの経緯、検査法、Q&amp;A、自治体での検査結果、出荷制限、説明会の開催案内等を随時アップデートして、集約し掲載した。また、英語版のホームページにおいても、食品中の放射性物質への対策の概要や検査結果について随時情報発信を行っている。</p>
14	<p>食品と放射能に関するリスクコミュニケーション (消費者庁)</p>	<p>食品中の放射性物質に関する正確な情報提供により、消費者が理解を深め、自らの考えで消費行動ができるよう、関係府省庁、地方自治体等と連携し、リスクコミュニケーションを全国(うち、復興特別会計計上分は、被災4県で実施)で展開する。 加えて、平成25年度に養成したコミュニケーター(栄養士、相談員、地方自治体の衛生担当者等を対象)が、地域において正確な情報提供ができるよう、各種支援を行っていく。</p>	<p>○関係府省をはじめ、地方自治地や各地の消費者団体の連携等により、消費者理解の増進に資するよう全国で意見交換等を99回開催。加えて、平成25年度に養成したコミュニケーターが、引き続き地域において正確な情報発信ができるように、フォローアップを目的とした研修会や「食品と放射能Q&amp;A」の提供等の各種支援を実施した。</p>
15	<p>リスクコミュニケーション実施経費 (内閣府)</p>	<p>国民全般を対象として、食品安全委員会が実施した食品健康影響評価(リスク評価)についてのリスクコミュニケーションを実施する。</p>	<p>○リスク評価に関するリスクコミュニケーション、地域の指導者・消費者団体との意見交換会、食品安全に関する分かりやすい資料の作成等を実施。 ○うち、放射性物質に関するリスク評価についてのリスクコミュニケーションは、関係省庁等と連携し計6回実施。 ○このほかに、自治体が主催する食品中の放射性物質に関する研修会へ、担当者を1回派遣。</p>
16	<p>地方消費者行政活性化事業 (一般会計分) (消費者庁)</p>	<p>「基金」の仕組みを活用し、国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施。国から提案する政策テーマとしては、食の安全・安心の確保、風評被害の防止、消費者のための安全・安心地域体制の整備、消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援、消費者教育の推進(地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等)などを想定。</p>	<p>○「風評被害の防止」のメニューに6自治体、23,932千円の交付を行った。 ○交付自治体(市町村):福島市、郡山市、白河市、伊達市、西会津町、播磨町 ○取組事例:農産物安全・安心発信事業(8月~11月福島市)、消費地の消費者と被災地の生産者との交流を図るイベント等を活用した放射性物質対策の周知と郡山産品の安全性の周知(6月~3月郡山市)、風評被害を吹き飛ばせ「しらかわの新鮮野菜PR事業」(7月~9月白河市)、「元気な伊達産(だてもん)」プロモーション事業(8月~12月伊達市)、消費者へ向けた職の安心提供及び信頼関係拡大事業(5月~3月西会津町)、山元町産品復興支援事業(11月播磨町)</p>

17	独立行政法人放射線医学総合研究所運営費 (文部科学省)	放射線に関する健康上の不安を抱く住民や国民一般に対して、適切なリスクコミュニケーションを行うことのできる人材(主に福島を対象とする保健師や医療関係者、教員等)の育成等を実施。また、放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために電話相談を実施する。	○放射線に関する正しい知識の普及等を目的として、保健師等医療関係者、教員等を対象に、2件(受講者数36名)の研修を実施。 ○福島第一原発周辺住民における長期被ばくの影響とその低減化に関する研究や、福島第一原発事故に伴う復旧作業員等の健康に関する追跡調査を実施。これら科学的な検討に加え、放射線被ばくに関する疑問に答えるため、被災地を中心として放射線防護や被ばく医療の専門家を派遣しこれまでに延べ744件(内26年度15件)の講演等を実施。 ○平成25年度に引き続き、放射線による健康不安に関する問合せに対応するため、放射線被ばく健康相談窓口において電話相談を実施。
18	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費 (文部科学省)	福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民(町内会等)を対象に、「放射線に関するご質問に答える会」を実施する。	○福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民(町内会等)を対象に、「放射線に関するご質問に答える会」を実施した(平成27年3月末までに244ヶ所で開催、約19,900人参加)。
19	学校における放射線に関する教育の支援 (文部科学省)	放射線に関する資料の作成や、放射線に関する教育のための教員等への支援(教職員等を対象とした研修、出前授業の実施等)を実施。	○放射線に関する教育の支援として、教職員等を対象とした放射線に関する研修等を実施(平成26年度実施回数:87回)。児童生徒等を対象とした放射線に関する理解を深化するための出前授業を実施(平成26年度実施回数:189回)。 ○平成27年3月に、放射線副読本を効果的に活用するとともに、放射線教育の指導の参考となるDVDを作成し、全国の小・中・高等学校等に配布(約45,000部)
20	政府広報の実施 (内閣府)	政府の重要な施策について、その内容、背景、必要性等を広く国民の方々に周知し、これらの施策に対する国民の理解と協力を得ることを目的に、政府全体の立場から広報を実施。関係省庁との緊密な連携の下、必要に応じて、適切に放射線に関する正確な理解の定着を図るための情報提供を実施。	○食品中の放射性物質の低減対策や米の検査の取組等に関する動画を政府インターネットテレビに掲載中。 ○平成26年8月17日、18日に、新聞8紙に放射線についての正しい知識に関する広告を掲載。 ○平成27年1月に、風評被害の払拭に関するテーマを視覚障害者向け資料(音声広報CD「明日への声」Vol.41)に掲載。 ○7月から被災地向け広報としてテレビ及びラジオ番組を実施し、風評被害の払拭を含む被災者の方々の復興に向けた取組を放送(これらの番組はキャンペーンサイトにアーカイブ化し、オンデマンドで情報を発信。)
21	福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口の設置 (原子力規制庁)	福島県内にコールセンターを設置し、原子力災害や放射線等に関する正しい知識を提供することで、被災者の不安を解消し、生活の早期復旧を図る。	○福島県内にコールセンターを設置し、一般の方からの原子力災害や放射線等に関する問い合わせに対応し、被災者の不安を解消し、生活の早期復旧を図るよう努めた。

22	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラム等の実施並びに放射線による健康影響等に関する資料の改訂等 (環境省)	国民からの多岐にわたる相談に適切に対応できる人材の育成が必要であり、国民からの放射線の健康影響に関する相談に適切に対応できる人材育成等を行うため、保健医療従事者、学校関係者等に対する研修会の実施や住民参加型プログラムの開発、各種の研修資料を作成を行う。また、放射性物質の放出状況や環境モニタリング結果、実際の被ばく線量、防護対策等について、一元的で分かりやすい統一的な基礎資料を改訂するとともに、国民からの放射線の健康影響に関する相談に適切に対応できる人材を育成するための研修会の講師を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係府省庁と専門家で作成した「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」を環境省のホームページ上で公開した。</li> <li>○保健医療従事者、学校関係者等に対しレベル別の養成研修を年間18回実施し、計439名の人材育成を行った。また、コミュニケーターを育成するコーチの研修として、3回(29名)実施した。</li> <li>○住民セミナーを6回開催し、514名参加した。住民参加型の車座集会のマニュアルを作成し、のべ20回開催し、152名参加した。</li> <li>○福島県から県外に避難している住民を対象としたセミナーを3回(27名)実施した。</li> <li>○リスクコミュニケーションのモデル事業として、川内村、浪江町に拠点を設け、それぞれ長崎大学、弘前大学から保健医療の専門家が派遣され常駐した。</li> </ul>
23	福島県外の放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業等(環境省)	福島県外において、地域住民に対して放射線の健康影響についての住民説明会やセミナー等を開催する。なお、住民説明会やセミナー等においては、個人線量計等による被ばく線量測定の実験等も実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療従事者、学校関係者等に対し研修会を年間10回実施し、計184名の人材の育成を行った。</li> <li>○宮城、栃木、群馬、茨城、千葉県の5地点でセミナーを実施し計264名参加した。「子供への影響」「甲状腺検査結果」「食品中の放射性物質について」「低線量ひばくの健康影響などを説明した。</li> </ul>
24	県民健康調査支援のための人材育成事業 (環境省)	福島県立医科大学においては、ふくしま国際医療科学センター構想を立ち上げて、放射線医学に係る拠点を整備している。こうした中、福島県民の長年にわたる健康管理を実施して行く上で必要となる専門人材が不足していることから、健康に関する住民理解の醸成を担う指導者を育成するため、「健康リスクコミュニケーション学講座」を支援し、科学的方法論に基づく効果的なリスクコミュニケーションに関する調査研究を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福島県に対し、基金造成費として、平成26年度377,184千円を交付した。</li> </ul>
25	個人線量管理・線量低減活動支援事業 (福島再生加速化交付金) (復興庁・内閣府)	外部被ばく・内部被ばく線量測定、住民が消費する食物や飲料水等の線量測定、専門家等を招いた少人数の座談会・相談会等、きめ細かい個人線量等の測定に資する取組の実施を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浜通り・中通りの20自治体等に対して、計59事業の交付決定を行い、外部被ばく・内部被ばく線量測定、住民が消費する食物や飲料水等の線量測定、専門家等を招いた少人数の座談会・相談会等の実施を支援した。</li> </ul>
26	相談員育成・配置事業 (福島再生加速化交付金) (復興庁・内閣府)	住民の身近で、放射線や生活再建等に関する様々な関心・要望等を聞き取り、対応していく相談員の育成・配置等の実施を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浜通り・中通りの8自治体に対して、計9事業の交付決定を行い、住民の身近で、放射線や生活再建等に関する様々な関心・要望等を聞き取り、対応していく相談員の育成・配置等の実施を支援した。</li> </ul>

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

1. 被災地産品の販路拡大、新商品開発等

25	福島産農産物等戦略的情報発信事業 (農林水産省)	福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復するための取組を支援する。	<p>福島県が行った以下の取組を復興庁と連携して支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福島県産農産物等についてのメディア向けセミナー、メディアツアーを各2回開催及び全国キャラバン隊派遣(10回)を実施</li> <li>○民間団体・市町村が行う福島県産農産物等の国内外のPR活動を支援</li> <li>○福島県産農産物等の魅力を発信するTOKIO出演等のTVCMを首都圏、大阪府、北海道、沖縄県、福島県において計2,332回放送</li> <li>○電車・駅におけるPR(山手線1編成ジャック「アドトレイン」11/1～11/15等)</li> <li>○新聞・ラジオ・全国誌を用いたPR(朝日・読売で5段カラー広告掲載(10/25)、「ESSE」で特集記事(桃、水産、米、天のつぶ)掲載等)</li> <li>○県産農林水産物モニタリング情報検索サイト「ふくしま新発売。」による情報発信、首都圏消費者を対象としたモニターツアー(3回)、量販店における店頭イベント(5回)の開催等</li> <li>○首都圏及び県内等におけるキャンペーン活動(ふくしま応援産直フェア(秋葉原)、おいしいふくしまいただきます！キャンペーン(福島県)等計86回)</li> </ul>
26	農産物等消費応援事業 (農林水産省)	「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地及び周辺地域で生産された農林水産物及びそれらを活用した食品の消費拡大を促すための情報発信や民間事業者の被災地応援フェアの開催促進を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国紙2紙、地方紙7紙、首都圏のJR各線での車内動画広告、YouTube動画等を通じ、復興に向け取り組む生産者の姿や被災地産食品等の魅力の情報を広く発信した。</li> <li>○また、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、行われた民間事業者が実施したフェア・イベントは1,106件(平成27年3月末現在)となっている。</li> </ul>
27	復興に向けた木の暮らし創出支援事業 (農林水産省)	地域材の利用を促進し、風評被害対策や被災地域の林業・木材産業の復興を図るために、地域材を活用した木造復興住宅等の普及の取組を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者向け復興住宅フェア(住宅相談会)を4会場で開催するなど、地域材を活用した木造復興住宅等の普及活動を実施。</li> </ul>
28	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金 (経済産業省)	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)により指定を受けた伝統的工芸品の製造事業者に対し、倒壊した設備の支援等、生産基盤の確立・強化を行うとともに、風評被害を受けている事業者に対し、需要開拓事業などを通じ、伝統的工芸品産業の復興支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地域における生産設備導入について、雄勝硯(宮城県)や大堀相馬焼(福島県)等の11事業者に対する費用補助を行った。</li> <li>○新商品開発や、展示会出展による需要開拓等を実施する13事業者に対する費用補助を行った。</li> </ul>



29	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業 (経済産業省)	被災地域の風評被害を払拭し、被災地域の持続的な復興・振興等を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓(ビジネスマッチング、商品開発等)を支援する。	○16件の事業を支援し、平成27年3月末時点で商談成約件数は236件、商談成約金額は5.8億円となっている。 なお、制度創設後これまでに累計で50件の事業を支援し、商談成約件数は累計約1,400件、商談成約金額は累計約36億円となっている(平成27年3月末時点)。
30	食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (農林水産省)	東日本大震災の被災地を食料生産地域として再生するため、地域の経営体と協力し、先端技術を駆使した大規模実証研究を、被災各県の状況に応じ実施する。	○福島県とも連携し、花きの周年生産安定生産技術や放射性物質モニタリング等を活用した野菜苗の高付加価値生産技術を実証。(本課題も含め、5分野9課題を実施)
31	被災地で製造されたレトルト品の調達 (防衛省)	防衛省レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達量を増加させる。	○防衛省では、レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら年2回の調達を実施し、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達数量を増加させた。 被災地工場産 : 約109万食(21献立中13献立) ※約7億1千万円
32	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与 (外務省)	途上国の要望を踏まえつつ、被災地産の工業用品等を供与することで、当該途上国の経済社会開発を支援するとともに、これら工業用品等について一定の需要を創出することを通じ、被災地の経済復興に貢献する。	○トンガ、ドミニカ等8か国との間で、被災地産製品を供与するための無償資金協力にかかる交換文書(計11.5億円)を締結するとともに、これらの案件について順次入札が実施された。
33	森林整備加速化・林業再生事業のうち原木しいたけ再生回復緊急対策 (農林水産省)	原木しいたけの安全性の普及活動等による消費者の理解向上を通じた消費拡大を図る。	○料理教室の開催、乾しいたけキャラクターのチラシ作成・配布等、原木しいたけの普及活動を実施。

2. 国内外からの被災地への誘客促進等			
34	福島県における観光関連復興支援事業 (国土交通省)	福島県の早期の復興を促進するため、同県が実施する韓国へのプロモーションや国際定期路線の運休が続く福島空港の再生に向けた取組等、風評被害対策及び震災復興に資する事業を支援。	○福島県が実施する国内外に向けたプロモーション活動等による風評被害払拭対策や市町村を対象とした間接補助事業、教育旅行の再生などを支援。
35	東北地域観光復興対策事業 (国土交通省)	太平洋沿岸エリアの各地域が、復興プロセスに応じた滞在交流促進のための体制づくりや取組を段階的に実施するための支援を行う。併せて、地域の実情に応じたツアーの企画・造成等への支援や、観光復興に関する課題の抽出や解決策についての調査・検討を実施し、自立した地域づくりに向けた体制確立を図る。	○ポータルサイト「東北物語」などによる地域の情報発信体制の確立、語り部ガイドの研修や地域ならではの観光資源を活かしたモニターツアーの実施などを支援。
36	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) (国土交通省)	東北・北関東への訪日外国人旅行者数を拡大するためのプロモーションを実施。	○東北地方では、台湾の一般消費者に対するプロモーションイベント「日本東北六県感謝祭」を開催。また、北関東地方では、台湾および香港の現地旅行会社を招請等を実施。
37	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等 (外務省)	(独)国際交流基金の内外ネットワークを活用し、文化芸術活動等を通じて日本・被災地と海外を繋ぎ、日本が復興への道を歩む姿を発信するもの。	○東北の風土や文化の魅力を写真や工芸品で紹介する展覧会の世界各国での実施や、海外の若手リーダー層(中東の次世代リーダー、米国の国際関係専攻大学院生等)招へい時の被災地訪問(復興状況等の視察)など、約60件の震災関連事業を実施。
38	外国報道関係者招聘事業 (外務省)	世界各国の主要プレスの記者を対象に、個別又はグループで日本に招聘し、取材の機会を与え、政府関係者によるブリーフィング等を実施することにより日本政府の政策について理解を深めさせ、その成果を反映した報道記事等を通じて、諸外国国民の対日親近感を醸成し、正しい対日理解を増進、日本の外交政策の実現可能性を高めるとともに、二国間関係を深化させることを目的とする。さらに、風評被害対策及び日本再生の理解増進のための効果的な情報発信を実施する。	○12か国15名の記者を招へいし、政府関係者からのブリーフや被災地の取材を行った結果、好意的な記事が発信された。

39	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信 (外務省)	海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」、日本紹介用映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」、日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」を通じ、被災地の風評被害対策に資する記事も発信。	<p>○海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」第14号(20万部制作、計7言語)のコンテンツの一つとして日本の夏祭りを取り上げ、東北地方の夏祭り(青森ねぶた、仙台七夕まつり)も紹介し、被災地の復興ぶりが感じられるものとした。</p> <p>○日本紹介映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」(計7言語)で、風評被害対策も念頭に下記の3つのトピックを作成。在外公館を通じて海外でテレビ放映。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北の芸術祭</li> <li>・防災への取り組み</li> <li>・ホワイトインパルス(青森空港除雪隊の活躍)</li> </ul> <p>○日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」にて、上記「にぽにか」、「ジャパン・ビデオ・トピックス」の内容も掲載。</p>
40	啓発派遣事業 (外務省)	日本の有識者を海外に派遣し、日本の政治、経済、社会情勢、派遣先国との二国間関係、国際関係等、日本の政策や立場について講演会等を行い、日本外交への幅広い理解獲得を目指す事業。	○欧州、北米、アジアなど、各国在外公館と連携の上、計26件の有識者派遣を実施。有識者による講演会等の機会を利用して、震災以降の国内情勢等を海外に発信し、被災地の現状等を対外発信した。
41	在外公館文化事業 (外務省)	在外公館が管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として開催する総合的な日本文化の発信事業。	○在外公館文化事業において、東日本大震災からの復興の状況を伝える写真展やドキュメンタリー映画上映、さらには復興支援を目的とした日本祭りや東北地方の産品、文化・風物等を紹介する事業等を計約40件実施。
42	三陸復興国立公園再編成等推進事業 (環境省)	東北太平洋岸の自然公園を再編し創設した「三陸復興国立公園」を核として、公園利用施設の整備を行うとともに、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進、自然環境の再生、環境教育の推進、自然環境モニタリングなどを通じて、被災地の復興に貢献するとともに、自然と共生する地域の実現を目指す。	○三陸復興国立公園の拡張(宮城県)や、公園利用施設の整備、みちのく潮風トレイルの一部開通(福島県)、エコツーリズムの取組支援など、被災地の誘客促進に繋がる各種取組を実施。
43	戦略的な日本理解促進事業 (外務省)	外国人記者等の招聘等を通じ、被災地を含む国内各地の取材を支援し、日本に関する正確な知識をインプットすることにより、日本の魅力や日本ブランドの正確な対外発信を強化する。	○10か国13名の記者及び2か国2件のテレビ番組チームを招へいし、政府関係者からのブリーフや被災地の取材を行った結果、好意的な記事及び番組が発信された。